

## 4 歴史文化の保存・活用の目標と方針

### 4-1 歴史文化の保存・活用の目標

「大津市総合計画 2017」では、将来都市像を次のように掲げている。

#### 「大津市総合計画 2017」の将来都市像

### ひと、自然、歴史の縁で織りなす 住み続けたいまち “大津再生” ～ コンパクトで持続可能なまちへの変革 ～

琵琶湖や比良・比叡の山々などの豊かな自然と悠久の歴史に育まれた街並み等によって形成された美しい景観、さまざまな縁でつながる人々のあたたかさや活力など、大津が秘めている魅力や可能性を掘り起こし、余すことなくまちづくりへ活かしていきます。

人々の交流を深めることで人が集い、活気に満ち、元気で笑顔あふれる、住み続けたい大津を再生します。

- 大津の財産・ブランドである「ひと」、「自然」、「歴史」を活かす
- 「ひと」、「自然」、「歴史」の縁で結ばれた一人一人が、  
ふるさと大津を大切にし、“大津再生”に取り組む

総合計画では、“縁”をキーワードとして、出会いを通じた「ひと」の“縁”、豊かな「自然」の恵みや悠久の「歴史」や「文化」の薫る都市で暮らすことの“縁”などのすべて“縁”を大切にし、そのもとで、自らも持てる能力を十分に活かして積極的に行動し、支え合うまちづくりに努める先に、安全で心豊かに住み続けたいと思える理想の大津が築かれていくものであるとしている。

大津市における歴史文化の保存・活用も、まさに“縁”が鍵になるといえる。

大津市の歴史文化は、人、物、情報などのさまざまな歴史文化遺産が、相互に関係しあう中で創り出され、各時代を通じて磨かれながら、大切に受け継がれてきたものである（歴史文化の豊かさを創り出す“縁”）。そして、それらを住み良い生活環境づくりや地域活力の向上に活かしながら、次の世代へと伝えていくためには、歴史文化の保存・活用の取り組み主体となる人と人とのつながり（連携・協力）が不可欠となる（歴史文化を育み、伝えるための“縁”）。

そこで、本構想では、「歴史文化の豊かさを創り出す“縁”」と「歴史文化を育み、伝えるための“縁”」という「歴史文化の“縁”」を育み、活かすことを、歴史文化の保存・活用の目標に設定し、大津市の豊かな歴史文化を適切に保存・活用しながら、次の世代に伝えていくことを通じて、総合計画で掲げる将来都市像の実現を、歴史文化の側面から支えていくものとする。

■ 大津市の歴史文化の保存・活用の目標

## 歴史文化の“<sup>えん</sup>縁”を育み、活かす

- ・ 大津市の歴史文化の豊かさを創り出している歴史文化遺産（人、物、情報）のつながり（歴史文化の豊かさを創り出す“縁”）
  - ・ 大津市の歴史文化の保存・活用に取り組む主体間のつながり（歴史文化を育み、伝えるための“縁”）
- を育み、活かすことで、  
大津市の豊かな歴史文化を大切に守り、活かしながら、次の世代に伝える。

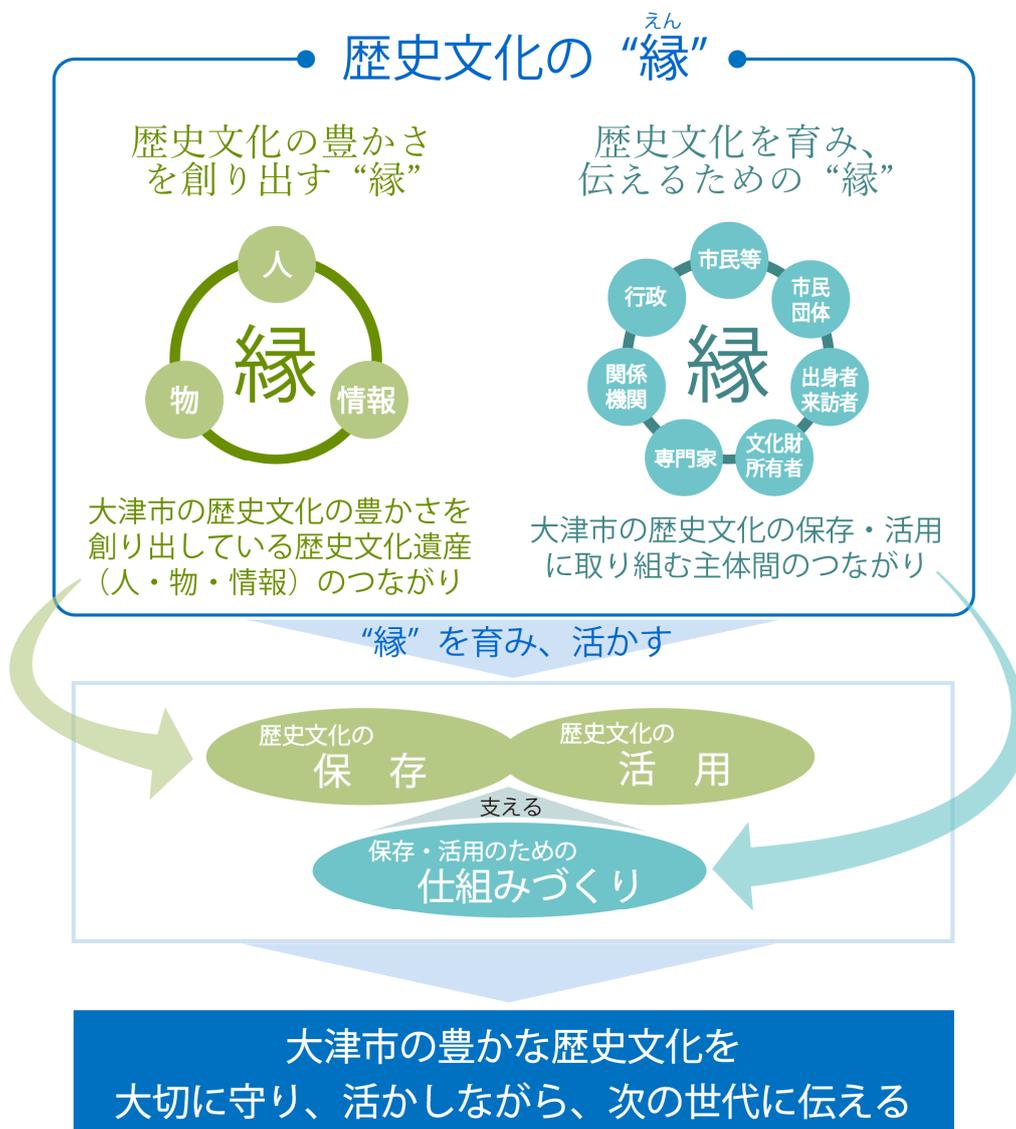


図 4-1 目標の実現化に向けたイメージ

## 4-2 歴史文化の保存・活用の方針

大津市が抱える歴史文化の保存・活用に関する課題（3-5参照）並びに目標の実現化に向けたイメージ（図4-1）を踏まえ、歴史文化の保存・活用を進めていくための方針を、「歴史文化の保存」、「歴史文化の活用」、「保存・活用のための仕組みづくり」の3点から設定する。

なお、文化財保護法第1条では、「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と規定されているように、「保護」は「保存」と「活用」という相互に補完し合う両側面から成る行為として定義されている。これを踏まえた上で、本構想で用いる「保存」と「活用」に係る行為、並びにその主体を、それぞれ表4-1、表4-2のとおり定義する。

表4-1 歴史文化の「保存」と「活用」に係る行為の定義

行 為	定 義
保 存	歴史文化遺産の本質的価値を、次の世代に確実に伝えるための行為を表す言葉として用いる。例えば、修理・補修・復旧、公有化、価値の明確化のための調査・研究、記録作成、標識・境界標・囲さく等の設置、防犯・防災のための施設の設置や体制づくり、所有者・管理者等による日常管理などが該当する。
活 用	歴史文化遺産を日常生活のなかで使い続ける行為、並びに教育やまちづくり、観光等に活かし、地域の魅力・活力を向上するための行為を表す言葉として用いる。例えば、歴史文化遺産の価値を伝えるための整備・公開、的確な情報提供や見学を目的とした解説板やガイダンス施設等の設置、学習の場の提供や教材の製作、歴史文化遺産を核とした市民活動などが該当する。

表4-2 歴史文化の保存・活用に係る主体の定義

主 体	定 義
市 民 等	大津市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者、並びに大津市内で事業を行う者（個人・法人等）とする。
市民団体	地域自治組織（自治会その他の本市の区域内に居住する者の地縁に基づいて組織された団体）、歴史文化の保存・活用に係る取り組みを行うNPO法人や保存会等のボランティア団体などとする。
行 政	大津市教育委員会文化財保護課を中心とした、大津市の歴史文化の保存・活用に関連する大津市・滋賀県・国の関係部局とする。
関係機関	大津市歴史博物館をはじめ、各地域の観光協会や図書館、博物館、美術館などの大津市の歴史文化に関連する調査・研究、資料の収集・整理・保管、展示・公開や情報発信などを行う機関とする。
専 門 家	大学等の研究機関に属する学識経験者、大津市文化財専門委員会や大津市伝統的建造物群保存審議会などの大津市設置の附属機関の委員、その他専門的立場から大津市の歴史文化の保存・活用に関わる者とする。
出身者・ 来訪者等	出身者は大津市出身で、市外に居住している者とする。 来訪者は、観光や余暇、ビジネス等を目的として、大津市を短期間訪れる者とする。
文化財所有者	文化財を所有し、又は管理する者とする。

## (1) 歴史文化の保存

### ア 歴史文化の保存に向けた基本方針

歴史文化遺産のつながり（歴史文化の豊かさを創り出す“縁”）を踏まえ、継続的な調査・研究と適切な保存の措置を講じて、大津市の歴史文化を次世代に継承する

### イ 歴史文化の保存に向けた取り組み方針

#### 1-① 指定等文化財の価値を明らかにするため、調査・研究を継続する

大津市の歴史文化を代表する指定等文化財について、各分野の専門家等との連携のもとに多角的な視点からより一層の調査・研究を継続的に推進し、新たな価値の発見・解明や価値の明確化に努める。

#### 1-② これまで把握できていなかった歴史文化遺産の調査を実施する

市民や市民団体、専門家、関係機関、行政等の協働による歴史文化遺産の調査を推進する。特に、歴史ウォーキングや地域の歴史文化遺産マップづくりなどを通じた新たな歴史文化遺産の把握や、関連部局と連携した地域の歴史文化遺産情報の収集・整理、寺社をはじめとした文化財所有者の情報提供や協力のもとに学術調査の推進等に努める。また、把握した歴史文化遺産のうち、大津市の歴史文化にとって重要なものや保存の緊急性の高いものは、専門家等による詳細調査を実施し、価値の明確化に努め、文化財指定等の可能性を検討する。

#### 1-③ 歴史文化遺産の価値の解明や保存、魅力向上のため、最新の科学技術の活用を検討する

地理情報システム（GIS）を活用して、より多くの情報を多層的に地図上に反映しながら、歴史文化遺産に関する情報を一元的に管理するとともに、使いやすい形で公開していくために必要となる編集及び調整を進める。また、歴史文化遺産の分布図と防災マップを重ね合わせた歴史文化遺産ハザードマップを作成して周知することで、歴史文化遺産の防災体制の強化を図る。

レーザー測量やドローン等を用いた古墳や城跡等の遺跡の調査、3Dスキャナを用いた出土遺物や劣化が進行する小構造物等の三次元解析や記録保存、3Dプリンタを用いた歴史文化遺産の修復・再現、デジタル顕微鏡やファイバースコープなどを用いた詳細な調査・分析や歴史文化遺産内部の調査など、日々進歩する最新の科学技術の積極的な活用を検討する。

#### 1-④ 指定等文化財の確実な保存を継続する

以下に示す文化財種別ごとの方針に基づき、指定等文化財の確実な保存を継続する。

##### ○ 建造物

建造物については、文化財の本質的価値の検討並びに必要なに応じて類似する文化財との比較検討を実施した上で、修復に用いる技術や材料、構造形式等を決定し、従前の形態意匠を踏襲した質の高い修復を実施する。また、必要なに応じて周辺環境も含めた保存活用計画を策定し、文化財単体の保存だけでなく、地域一帯の良好な環境づくりにも資するものとする。

##### ○ 美術工芸品

美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡等、考古資料、歴史資料）については、博物館、美術館、大学等研究機関、寺社や個人所有者等による適切な保存管理を行うための保存管理指針を作成して周知徹底に努める。

### ○ 無形文化財

無形文化財については、映像記録の作成等の記録保存に努めるとともに、管理団体の育成や技術を継承していく技術者育成の体制を整える。

### ○ 有形民俗文化財

有形民俗文化財については、文化財の本質的価値の検討並びに必要なに応じて類似する文化財との比較検討を実施した上で、修復に用いる技術や材料、構造形式等を決定し、従前の形態意匠を踏襲した質の高い修復を実施する。

### ○ 無形民俗文化財

無形民俗文化財については、年中行事や祭礼、伝統的な技術や作法等を伝承するための講座・教室等の開催による担い手の育成や映像記録の作成等を各地域で積極的に進め、次の世代に継承していく。

### ○ 史跡

史跡については、必要に応じて公有化や保存のための整備、保存活用計画の策定などを推進し、遺構を適切に保存することによって、その本質的価値の保存・継承を図る。また、周辺環境も含めた保存管理を行うことで、地域一帯の良好な環境づくりにも資するものとする。

### ○ 名勝

名勝については、適切な維持・管理を継続して実施し、その美観を保つとともに、周辺環境との関係を踏まえた各々が持つ本質的価値を把握し、その特性に合った管理を実施する。

### ○ 天然記念物

天然記念物については、環境部局との連携のもと、動物、植物、地質鉱物等のそれぞれの特性に応じた保存・管理の措置を講じる。

### ○ 伝統的建造物群

伝統的建造物群については、「伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画」に基づき、伝統的建造物及び環境物件等の適切な保存・修理・修景を図るとともに、防災対策を推進する。

### ○ 文化的景観

文化的景観については、現在、市内での選定はないが、今後、文化的景観の調査を推進し、特に重要なものについては、保存活用計画を策定して、適切な保存・修理・修景を図る。

### ○ 文化財の保存技術

文化財の保存技術については、伝統技術を後世に伝えるための人材育成と詳細な記録づくりを進める。

### ○ 埋蔵文化財

埋蔵文化財については、調査等の結果を踏まえて、大津市遺跡分布地図の改訂並びに大津市ホームページ内の大津市地図検索サービス「MyTown おおつ」の更新を随時実施しながら、土木工事等に対する諸手続きを適切に運用し、遺跡の保存に遺漏のないよう努める。

## 1-⑤ 指定等を受けていない歴史文化遺産の文化財指定等の推進や新たな保存制度を検討する

調査成果を踏まえ、新たな指定が可能な歴史文化遺産については、文化財の指定等を検討する。文化財の指定が難しい場合は、文化財の登録による価値の周知を図るとともに、大津市景観計画に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定など、関連法制度との連携等による保存方策を検討する。

また、各地域で大切に守り、受け継がれている指定等を受けていない歴史文化遺産の保存に結び付けていくため、「(仮称) 大津歴史文化市民遺産制度」の創設を検討する。

### 1-⑥ 歴史文化遺産の防犯・防災体制を強化する

近年、人為的な所作によって歴史文化遺産が被害を受ける事案や、盗難などの被害も増加する傾向にあることから、歴史文化遺産の防犯については、市民等の協力のもとに、日常的な見回りを強化する。また、指定等文化財を中心に、防犯カメラ等の未設置箇所への整備や既設置装置の更新などを促す。

防災面では、歴史文化遺産に係る防災講座や防災訓練などを開催し、市民一人ひとりの歴史文化遺産に対する防災意識を高める。また、小学校区や集落単位などで災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のあり方を検討し、自主防災組織を中心とした地域ぐるみで歴史文化遺産の防災対策を推進する。特に、災害発生時には、被災地区だけでは歴史文化遺産の応急対応や復旧・復興への対応が困難になることが予想されるため、近隣の地域・地区との協力体制の整備を進める。

## (2) 歴史文化の活用

### ア 歴史文化の活用に向けた基本方針

歴史文化遺産のつながり（歴史文化の豊かさを創り出す“縁”）をもとに、大津市の歴史文化をより魅力的なかたちで発信し、誇り・親しみを感じられる歴史文化に育み、地域活力の向上に結び付ける

### イ 歴史文化の活用に向けた取り組み方針

#### 2-① 大津市の歴史文化に関する情報のアクセシビリティを高め、多様な魅力を全世界に発信する

大津市では、市ホームページや広報、パンフレット、情報誌などのさまざまなメディアを利用して、大津市の歴史文化に関する情報の発信を継続・充実していく。情報の発信にあたっては、観光情報や駐車場・便益施設等の情報との併記や多言語表示への対応など、多くの人々の来訪を促すための工夫を行うとともに、本構想で設定する関連文化財群（5-3参照）をもとに、大津市の歴史文化ストーリーを魅力的な形で整理して広く発信する。さらに、これまで行った発掘調査の記録に基づくデータベースを構築する。

また、市民や市民団体等においても、ホームページやSNSなどを利用して、自らが主体的に大津市の歴史文化の魅力を地域内外に発信する。

#### 2-② 個々の歴史文化遺産の魅力を高め、さまざまな人々がその魅力を体感できる環境を整える

市の所管する指定文化財については、活用のための施設整備を行政主体で進めると共に、指定等の有無にかかわらず、歴史文化遺産の整備に当たっては、その価値の保存を前提とした上で、地域住民による日常利用や学校教育での見学・学習利用、イベント利用、観光客等の来訪・見学などの観光利用など、多様な利用を検討・想定しながら、歴史文化遺産の魅力の向上・発信に資するものとする。また、地域住民による身近な歴史文化の活用に向けて、行政も支援を行っていく。さらに、歴史文化の保存・活用の継承を担う小中学校生徒等を対象として、副読本の作成、出前授業など歴史文化教育の推進に寄与する取り組みを進める。

指定等文化財のうち、建造物や名勝等で観光振興を進める上で必要なものは、整備計画の策定などにより、本質的価値の確実な保存を前提とした計画的な施設整備を進める。また、史跡や美術工芸品等ではAR・VR等の最新の科学技術を積極的に活用し、保存と活用の両立を図りながら、価値や魅力を分かりやすく発信する。特に、増加する外国人観光客に対応するための外国語によるパンフレットの作成や案内板の設置、QRコードを用いた詳細情報の提供、また、子どもや高齢者、障がい者等

でも不自由なく利用でき、文化財の価値を感じられるユニバーサルデザインによる環境整備に努める。

### 2-③ 歴史文化遺産周辺との一体的な景観づくりを行う

歴史文化遺産はその周辺に広がる美しい風土・景観と一体となって、より一層その価値を高め、多くの人々を惹きつける魅力を醸し出すことに鑑み、古都保存法に基づく歴史的風土の保存や大津市景観計画に基づく景観の規制・誘導を確実に実施するとともに、景観整備事業等を通じた良好な景観づくりを推進する。

### 2-④ 関連文化財群を通じた、多様な魅力を感じられる着地型の観光振興を図る

本構想で設定する関連文化財群（5-3参照）を、大津市の歴史文化の保存・活用ための戦略的なまとまりと位置付け、そのストーリーを手がかりに各主体が連携して取り組みを展開する。

関連文化財群を構成する主要な歴史文化遺産の重点的な整備を実施して活用の拠点を形成するとともに、市内各地に点在する歴史文化遺産相互を結ぶ公共交通ネットワークの充実、関連する歴史文化遺産や収蔵・公開・展示施設、市民団体などが連携した企画展や体験型・交流型のイベントの開催など、大津市の歴史文化の多様な魅力を提供できる着地型観光メニューの充実を図る。

世界遺産「古都京都の文化財（京都市・宇治市・大津市）」のひとつである延暦寺をはじめ、東海道などの道筋、琵琶湖の恵みなど、広域的な連携を図ることで、その魅力を増す歴史文化遺産も数多く見られることから、関係する自治体との連携のもとに、「日本遺産」などの広域的な歴史文化ストーリーを創出・発信する。

### 2-⑤ 歴史文化が持つ多面的な機能を活かし、良好な居住環境づくりを図る

歴史文化が持つ教育・景観・地域コミュニティの形成・防災など多様な機能を活かして、地域への誇り・愛着の醸成につなげることにより、良好な居住環境づくりや定住促進などに結び付ける。

市内各地域に受け継がれる歴史文化遺産に対して、市民が調査や整備、イベント等を通じて積極的に関わりを持つことで、“自分たちの宝もの”としての意識を育み、大津市に対する誇り・愛着を育む。このことを通じて、多くの人々が大津市で学び、働き、暮らしたいと思える良好な生活環境を形成し、その魅力を広く発信することで、U J I ターンによる定住を推進する。

## (3) 保存・活用のための仕組みづくり

### ア 保存・活用のための仕組みづくりに向けた基本方針

歴史文化を大切に思う人の輪（歴史文化を育み、伝えるための“縁”）を広げ、歴史文化の保存・活用の取り組みを効果的に推進するための体制・制度等を整える

### イ 保存・活用のための仕組みづくりに向けた取り組み方針

#### 3-① さまざまな主体が連携し、歴史文化遺産の調査・研究体制を整備する

歴史文化遺産の把握や価値付け、学術的な調査・研究を計画的に推進するため、市民や市民団体、専門家、関係機関、行政等が連携した調査体制を整備する。特に、指定等文化財については、学術的な調査を推進するために、大津市が協力協定を締結している大学や関係機関と連携し、分野ごとの専門家の調査成果を相互に情報共有しながら、より詳細かつ多角的な視点からの調査が推進できるよう横断的な調査体制を整える。また、市内各地域に受け継がれる指定等以外の歴史文化遺産については、その全容・実態の把握に向けて、市民や市民団体と専門家、関係機関、行政等が役割分担し、相互に

情報共有を図りながら調査に取り組める体制を整える。特に、歴史博物館や埋蔵文化財調査センター、図書館等では、大津市の歴史文化に関わるさまざまな資料を横断的に活用できる仕組みを検討する。また、分野ごとの歴史文化遺産の把握を効率的・効果的に実施するために、庁内関係部局との連携強化を図る。

### 3-② 歴史文化に対する興味・関心を高め、保存・活用の技術や知識を身に付ける機会を提供する

市民が気軽に大津市の歴史文化を学ぶことができるよう、市ホームページや歴史博物館ホームページにおける歴史文化情報の充実や広報などによる継続的な情報発信を行う。また、本構想で設定する関連文化財群等をもとに、小中学校の教員等と連携を図りながら、小中学生にも分かりやすい副読本を作成して、教育現場での活用を進める。

歴史講座やシンポジウム、歴史ウォーキングや多世代交流のイベントなど、歴史文化に対する意識啓発を図るためのさまざまな取り組みを実施するとともに、より深い知識や技術を身に付けたい市民を対象とした講座や教室の開催などを通じて、次代の歴史文化の担い手の育成を図る。

歴史博物館や埋蔵文化財調査センター、図書館等の歴史文化に関連する諸施設については、役割分担や連携体制の整備のもとに、より一層の活用を図るとともに、学校教育との連携、各種イベントや講座、展覧会等の開催などを実施し、効果的かつ魅力的に大津市の歴史文化を学び、楽しむことができる機会を増やす。

### 3-③ 各地域の身近な歴史文化遺産を継承するための体制・制度を整える

各地域で受け継がれてきた身近な歴史文化遺産については、これまでと同様、市民が保存・活用を担うことが基本となる。寺社や祠、歴史的な建築物、地蔵や石碑などの石造物、樹木などの有形の文化財については、日常的に気を配り、破損状況等の点検を行うなど、地域ぐるみでの管理を行う。地域に伝わる伝統行事や伝統技術等については、各地域での記録作成を進めるとともに、特に重要なものについては、専門家等との協力のもとに、行政が中心となって記録保存の取り組みを推進する。また、大津市では、これらの歴史文化遺産の保存・活用に向けた取り組みに対する相談窓口の設置や、価値や魅力を周知し、喪失を回避するための新たな制度「(仮称) 大津歴史文化市民遺産制度」の創設を検討する。また、現行法規制のもとでは保存・活用が難しい歴史的な建造物等については、建築基準法第3条第1項第3号に基づく条例の制定を検討するなど、保存・活用に必要な措置を検討する。

### 3-④ 歴史文化の保存・活用に関係する各主体の連携体制を整える

大津市では庁内の関係部局との密な連絡・調整を図り、歴史文化の保存・活用を総合的に推進するための庁内組織の設置を検討する。また、広域的な視点からの取り組みを推進するため、国や県、関連する歴史文化遺産を有する市町村等との連携体制を整える。

大津市の歴史文化の保存・活用に関わる市民や市民団体、専門家、関係機関、行政をはじめ、大津市出身者や来訪者なども含めたさまざまな主体が、それぞれの立場を超えて、大津市における歴史文化の保存・活用の課題や方向性について意見を出し合い、情報交換をできる場（インターネットなどを用いた緩やかな連携の仕組み）の設置を検討する。

### 3-⑤ 構想を具体化・実現化するための計画を策定し、計画的な取り組みを推進する

本構想を効果的に推進していくため、平成30年に改正された文化財保護法に規定する文化財保存活用地域計画に移行し、市全域を対象に取り組みを推進することを検討する。

また、伝統的活動とそれらの活動が行われる歴史的な市街地や建造物等が一体となって形成される「歴史的風致」の維持・向上に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく「大津市歴史的風致維持向上計画」の策定・認定に取り組み、重点区域を中心とした事業を計画的に展開する。